

第4章

新たな対外開放とグローバル・ガバナンスの追求

大橋 英夫

はじめに

1970年代末に対外開放に転じてから、中国経済は輸出と直接投資を梃子に高度成長の軌道に乗った。なかでも、対外開放後に急増した外資系企業は、投資、輸出、雇用などの面で、中国経済に多大な寄与をなしてきた。2009～2013年を対象としたEnright (2017)の研究によると、外資系企業は中国の輸出の過半を占めるだけでなく、地元取引企業とその従業員の消費支出まで含めると、中国のGDPの3分の1、雇用の27%を占めるという。ところが、対外開放後四半世紀を経た頃から、中国経済は「双子の黒字」(経常収支・資本収支)を背景とした過剰流動性の発生、過剰投資・過剰生産、資産価格の高騰、要素価格(賃金、地価、資源価格、為替レート)の急上昇など、いわば高度成長の副作用に直面した。対外的にも深刻な経済摩擦を抱えるなか、中国経済は投資・輸出主導型成長から消費・内需主導型成長への「発展方式の転換」を迫られることとなった。

このような転換期に登場した習近平政権は、経済環境が急激に変化するなかで、自主的イノベーションによる生産性の向上をとおして、安定性を維持しつつ中高速の成長を追求している。それでは、2期目を迎えた習近平政権において、対外開放にはどのような役割が期待されているのだろうか。すでに世界第2位の経済大国となった中国の対外開放は、中国経済にとどまらず、世界経済にどのようなインパクトを与えるのだろうか。本章では、世界貿易機関(WTO)加盟後の対外開放の大きな流れを確認した

うえで、これまで対外開放の焦点となってきた米国との関係、新たな展開が期待される「一帯一路」沿線国との関係、そして多角的な国際関係に対する中国のスタンスを検証しつつ、第2期習近平政権の対外開放の方向性を探ってみたい。

第1節 多角的国際関係への対応

1. WTO内の動き

1986年の貿易および関税に関する一般協定（GATT）への加入申請から15年を経て、中国は2001年末にWTO加盟を実現した。中国にとってWTOは、最後の未加盟の主要国際機関であり、WTO加盟は中国が国際社会に広く受け入れられたことを意味し、まずはその政治・外交的意義はきわめて大きかったと評価できよう⁽¹⁾。

もちろん、その経済的意義もきわめて大きく、WTO加盟後、中国の輸出入はそれぞれ毎年20～30%増の伸び率を維持し、2009年以後、中国は世界第1位の輸出国、世界第2位の輸入国である。また1990年代末からは、中国のWTO加盟を見込んだ対中投資も急増し、中国の直接投資受入額は2002年に500億ドル台、2010年に1000億ドル台に達し、米国に次ぐ世界第2位の直接投資受入国となっている。WTO加盟後の経済実績をみるかぎり、中国はWTO体制の最大の受益者といっても過言ではない。

（1）少数国会合（G7）の地位

WTO加盟後の中国の動きは、既存の国際通商レジームの変革を求めるものではなく、基本的にはWTOの枠内での地位向上に努めるものだった。まず中国はWTOの意思決定に対して強い影響力を行使しうる地位を確保

(1) 中国の国際機関・協定への参加をととしての国際経済秩序の受容については、大橋（2003b, 第1章, 第7章）を参照。

することに努めた。改革開放前から中国は途上国グループの G77、また WTO 加盟後は WTO 内の主要交渉グループのひとつである G20（主要途上国グループ）を地盤として、途上国を中心に幅広い支持を動員してきた。

WTO の意思決定は、①公式全体会議、②非公式会合、③グリーン・ルーム会合、④少数国会合へとレベルが上がっていく。20 世紀末まで、つまり WTO ドーハ開発ラウンド以前の WTO の少数国会合は“Quad”（カナダ、EU、日本、米国）と呼ばれた。しかし 21 世紀に入り、ドーハ開発ラウンド以後の少数国会合は G6（オーストラリア、ブラジル、EU、インド、日本、米国）となった⁽²⁾。そして 2008 年 7 月の WTO 非公式閣僚会合において、中国は世界第 2 位の貿易国として少数国会合の一員となり、WTO 内の G7 を構成することになった。この頃から中国は、国際通商レジームの形成やルールの策定、経済危機に陥った国々の支援、途上国援助、さらには国際機関の組織改革などに積極的に関与するようになり、自らの権益の確保と国際的地位の向上に努める姿勢を明確にした。

(2) 「非市場経済」の制約

中国の WTO 加盟に際しては、中国経済がいまだ市場経済の体裁をなしていないとの批判が相次いだ。そこで中国は、次の 3 つの経過措置に合意することにより、WTO への早期加盟を実現した。第 1 は、中国の繊維製品に対するセーフガードであり、2008 年末に終了した。第 2 は、経過的セーフガードであり、2013 年末まで継続された。そして第 3 が、ダンピング判定方法に関する経過措置であり、加盟後 15 年、つまり 2016 年末にその終了が予定されていた。

通常ダンピングといえは、輸出商品の価格とその国内販売価格との間に大きな差がある場合に、ダンピング・マージンが調査対象となり、審査を経てクロとなれば、アンチダンピング税（AD）が課される。ところが、

(2) G6 は WTO 内の主要交渉グループの代表国からなる。先進国グループの米国と EU に加えて、食料輸出国（ケアンズ・グループ）からオーストラリア、途上国グループからブラジルとインド、欧米との 3 極構成国・食料輸入国グループ（G10）から日本という構成である。

中国のような「非市場経済」の場合、国内価格に歪みがあるために、ダンピングを正確に判定することができない。そこで中国の輸出商品の価格を他の輸出国の同様の輸出商品の価格と比較して、ダンピングを判定するという方法がとられる。中国のWTO加盟後も、無差別を原則とするWTOではあるが、中国製品に対してはこのダンピング判定方法が適用されてきた。

ところが、この判定方法を用いれば、かなり恣意的なダンピング判定、あるいは法外なダンピング・マージンの設定が可能となる。そのためWTO加盟後、中国は「市場経済」の地位の認定を求めて、経済外交を続けてきた。しかしながら、経過措置が終了する予定の2016年を迎えて、まずEUがこのダンピング判定方法を継続すると逸早く宣言した⁽³⁾。日米両国もこれに同調したために、WTO加盟16年を経過しても、いまだ中国はダンピング判定では「市場経済」と認定されていない。このような課題を抱えつつも、世界最大の輸出国として、中国はWTO内で影響力を行使しうる地位を確立している。

2. FTA 戦略

中国がWTO加盟を実現した頃、世界経済の潮流は大きな変化に直面していた。WTOでは、旧東側諸国など新規加盟国が急増し、交渉分野が飛躍的に拡大・多様化するなかで、コンセンサス方式による意思決定はきわめて困難となっていた。ドーハ開発ラウンド交渉が膠着状態に陥ると、多くのWTO加盟国は、少なくとも自由貿易の利益を享受し、貿易自由化の勢いを維持するために自由貿易協定（FTA）の締結に邁進した。中国も先進国を含む複雑な多角的交渉よりも、自らの経済力を存分に発揮しうるFTAに新たな利益を見出すようになった。

(3) もっとも、WTO加盟時の15年の経過措置が終了した後も中国を「非市場経済」として扱い続けることが困難となったために、EU委員会は国家補助などの「市場歪曲」の実態をADの認定基準とする方針を明らかにしている（European Commission 2017）。

(1) FTA に対する基本認識

2002年11月に中国とASEANは自由貿易協定(ACFTA)の「枠組み協定」に調印した。中国にとって初のFTAであるACFTAは、第1に、東南アジアで当時蔓延していた中国脅威論を払拭する手段とされた。第2に、1990年代末のアジア通貨危機のようなグローバルな問題に対応するには、伝統的な2国間外交では限界があるため、中国は多角的な地域協力への関与を強めるようになった。第3に、西側諸国と深刻な貿易摩擦を抱える中国は、輸出市場の多角化や新規市場開拓の手段としてASEANとのFTAに着目した。第4に、「大メコン圏(GMS)会議」など、ASEANとの地域協力は中国の地域(西部)開発の延長線上にあった。第5に、WTO加盟後、中国は経済改革をさらに推進するための「外圧」をFTAに求めた(大橋2003a)。

このような要因以外にも、資源外交やEU市場への参入の観点から、そして中国脅威論の払拭や兩岸四地(中国大陸、香港、マカオ、台湾)の統一といった政治・外交面をも考慮に入れつつ、中国は国際的、また地域的に鍵となるパートナーとのFTA構築に努めるようになった。

(2) TPP への対応

世界経済の潮流がFTAに転じると、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)や環大西洋貿易投資パートナーシップ協定(TTIP)など、中国は広域かつ多国間にわたるメガFTAへの対応を迫られた。一般にメガFTAは、WTOを上回る自由化(WTOプラス)に加え、競争政策、国有企業、労働など、WTOにない新ルール(WTOエクストラ)にも踏み込んだ高度なFTAをめざしている。関税や輸出入管理などの国境地点での諸問題(on the border issues)にとどまらず、広範囲にわたる国内改革と不可分な諸問題(behind the border issues)にまで踏み込まざるを得ないメガFTAは、中国にとって相当ハードルの高い課題となった。結果として、中国は従来からの東アジア地域協力の延長線上にある東アジア地域包括的経済連携(RCEP)を優先する方針をとることになった。

当初、中国はTPPを「対中包囲網」の一環と認識した。とくに2010年

3月に米国がTPP交渉への参加を表明すると、中国はTPPを米国のアジア回帰・リバランス戦略の一環としてとらえた（大橋2016a）。しかしながら、2013年には中国共産党18期3中全会において「市場に決定的な役割を果たさせる」ことを主張する「全面的な改革深化」が採択される一方で、3月に日本がTPP交渉への参加を表明し、6月には米中首脳会談の開催など、中国がTPPに対する関心を高める機会が相次いだ。TPPが発効すると、中国は貿易転換効果をまともにこうむることとなり、TPP不参加による不利益は明白であった（表4-1）。またTPPで実施される予定の「地域ルール」の実効性が高まれば、将来的には「グローバル・ルール」となる可能性も高く、中国にはさらなる不利益が見込まれた。結局、中国はTPP不参加の不利益の軽減を図ることなく、自らの経済力を背景とした「一帯一路」構想の提起でTPPやメガFTAの潮流に対応しようとした。

表4-1 TPPとRCEPのGDP押し上げ効果（2007-2025年）

（単位：10億ドル）

	GDP2025 基本シナリオ	押し上げ効果				
		TPP	TPP16	TPP17	RCEP	FTAAP
米 国	20,273	76.6	108.2	327.6	▲ 0.1	328.2
中 国	17,249	▲ 34.8	▲ 82.4	808.6	249.7	837.1
日 本	5,338	104.6	128.8	237.3	95.8	233.1
韓 国	2,117	▲ 2.8	50.2	136.3	82.0	132.7
インドネシア	1,549	▲ 2.2	62.2	82.0	17.7	60.3
フィリピン	322	▲ 0.8	22.1	30.6	7.6	22.5
タイ	558	▲ 2.4	42.5	64.9	15.5	43.7
世 界	103,223	223.4	450.9	1,908.0	644.4	2,358.5

（出所） Petri, Plummer and Zhai（2014）。

（注） TPP16 = TPP + 韓国 + インドネシア + フィリピン + タイ， TPP17 = TPP16 + 中国，
FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏） = APEC（アジア太平洋経済協力会議）加盟国全体の自由貿易圏構想。

3. 自由貿易試験区の模索

TPP への対応に先立ち、中国は米国と2国間投資協定（BIT）の交渉に取り組んできた。BIT 交渉では、相手国市場への参入条件や参入方法が主たる争点となるために、米中間の貿易・投資の自由化・円滑化がいつそう進展する契機になり得る。オバマ政権下の米国通商代表部（USTR）が公開した2012年BITモデルでは、TPPの交渉内容がほぼ網羅されていた。したがって米中BIT交渉の懸案をほぼクリアできれば、中国のTPP交渉への道も開け、貿易・投資の自由化・円滑化はさらに進展することが期待された。米中BIT交渉の焦点は、投資前の内国民待遇とネガティブリスト方式の導入である。しかし、米中BIT交渉は早期の合意を見出すことはできず、もちろん、中国がハードルの高いTPP交渉に直ちに参加する見込みがないことも明白であった。そこで中国は、TPPとBITの双方に対応しうる政策オプションとして、自由貿易試験区（自貿区）の建設に着手した。

（1）自貿区のねらい

自貿区の建設は、2000年代半ば以後、上海、深圳、天津、成都、重慶などが既存の保税区の高度化、そして自貿区への転換を国務院に要求したことに始まる。上海などの地域政府主導で始まった自貿区建設であるが、上述したような意向を反映して、中央政府はこれを全国的な政策に引き上げるとともに、その対象地区を順次拡大していった（表4-2）。2013年6月に国務院に提出された「中国（上海）自由貿易試験区総体方案（草案）」によると、そのねらいは次のようにまとめられる⁽⁴⁾。

第1は、さらなる対外開放、対外取引の自由化・円滑化を促進する機能をもつことである。外国からの投資に対するネガティブリスト方式の採用、参入前の内国民待遇の導入など、自貿区に本来期待されている役割である。同時に、金融・物流に代表される新たなサービス分野の対外開放、越境電

(4) 自貿区の概要に関しては、大西（2016）を参照。

子商取引に代表される新業態への対応，これらに合致した金融制度改革，さらに投資プロジェクトの審査許可方式から届け出管理方式への転換など，貿易監督管理制度や投資管理制度の刷新・深化が図られている。

表 4-2 中国自由貿易試験区の設立経緯

年 月	設 立 沿 革
2013 年 9 月	中国（上海）自貿区が正式発足
2014 年 12 月	国務院，上海自貿区エリア拡大＋広東省・天津市・福建省自貿区を決定
2015 年 4 月	4つの自貿区の全体方案，深化方案が国務院より公布
2015 年 4 月	広東省・天津市・福建省自貿区が正式に発足
2016 年 8 月	中共中央・国務院，遼寧・浙江・河南・湖北・重慶・四川・陝西の7カ所での自貿区新設を決定
2017 年 4 月	第三陣自貿区の全体方案が国務院より発表，第三陣自貿区が正式発足

（出所） 各種報道より筆者作成。

第2は，新たな制度改革，対外開放分野，業態に対応した法制化や政府職能転換の加速化である。現在中国では，ごく普通の地方都市でも，外国企業の対中投資に関する手続きに限らず，地域住民に対してもワン・ストップで行政サービスを総合的に提供する行政サービスセンター（行政服務中心）が設けられるようになった。このような行政手続きのいっそうの制度化，簡素化，透明化につながるような「実験」が自貿区で進められてい

る。

第3は、自貿区の「実験」成果の輻射・複製作用である。改革開放直後の経済特区などと同様に、自貿区には「実験」で得られた経験を広く全国に普及させることが期待されている。とりわけ上海は長江経済帯の経済発展、広東は汎珠江デルタ・粤港澳（広東、香港、マカオ）の経済協力、天津は京津冀（北京、天津、河北）の協同発展、福建は台湾との兩岸関係の強化など、自貿区には後背地・近隣地域との有機的な関係の構築をめざす地域開発戦略上のねらいもある。

（2）自貿区の「実験」

自貿区発足後、まだ数年が経過しただけであるが、すでにいくつかの成果がみられる。たとえば、2014年に上海自貿区が導入した外資は、上海全市の外資導入額の約3割を占め、前年比26.8%増と大幅な増加をみせた。うち、融資・リース、研究開発、創業投資、Eコマース、物流などの第3次産業は全体の9割を占め、同年の上海の対外投資でも、自貿区が上海全市の対外投資の約3割を占めた。上海に続く広東、天津、福建の自貿区の成立後、2016年に4つの自貿区が導入した外資は、前年比81.3%増の130.4億ドルに達した。これは国土面積では全国の10万分の5にすぎない自貿区が、対中投資全体の10.8%を占めた計算となる（商務部新聞弁公室2017年1月13日付）。このように自貿区は外資導入や対外投資の量的側面では、確かに一定の成果を収めていると評価できよう。

このほか、対外取引の自由化・円滑化については、まずネガティブリストの項目数が着実に減少している（表4-3）。また審査許可方式から届け出管理方式への移行は、2013年10月から上海自貿区で3年間の試行が始まり、2015年3月には広東、天津、福建自貿区にも広げられた。そして2016年10月には、自貿区で試行されてきた届け出管理方式の「実験」は打ち切れ、全国一律で届け出管理方式が本格的に導入された。

このように自貿区の対外取引の自由化・円滑化に関しても、法制化・政府機能の転換、「実験」成果の輻射・複製作用などの面で、いずれも一定の成果が上がっていると評価できる。ただし、後述するように、自貿区発

足とほぼ同時に習近平総書記自らが提起した「一帯一路」構想により、もともと地方政府主導で進められてきた自貿区の対外開放は相対的に後退した感がある。またトランプ政権の成立後、米国がTPPから離脱したこともあり、TPP・BIT双方に対応しうる自貿区の位置づけも、同様にやや曖昧になりつつある。ただ、このような流れが鮮明となるなか、必ずしも対外開放に直結するわけではないが、自貿区で実施された行政改革面での「実験」の成果は着実に中国全土に広がりつつある。

表 4-3 ネガティブリストにみる自貿区の自由化の進展

年月日	ネガティブリスト	項目	対象自貿区
2013年 9月29日	「中国（上海）自由貿易試験区 外商投資参入特別管理措置 （2013年）」	190	上海
2014年 6月30日	「中国（上海）自由貿易試験区 外商投資参入特別管理措置 （2014年改定）」	139	上海
2015年 4月8日	「自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置」	122	上海+広東・天津・福建
2017年 6月5日	「自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置（2017年版）」	95	上海+広東・天津・福建+遼寧・浙江・河南・湖北・重慶・四川・陝西

（出所） 各種報道より筆者作成。

第2節 米中経済関係の変容

1. 対米依存度の低下

戦後急速な経済成長を実現した日本やアジア新興工業経済地域（NIEs）と同様に、改革開放後の中国経済も工業製品の対米輸出を梃子として急速な経済成長を達成した。中国は日本やNIEsなどで生産された比較的高付加価値の部品や加工品を輸入し、その中間財を組立・加工のうえ最終財として米国向けの輸出を拡大してきた。中国が「世界の工場」に成長したのも、この「三角貿易」、なかでも米国の最終需要に依存するところがきわめて大きい。高度成長期の中国経済にとって、米国との経済関係はいわば死活的な意味をもっていた（大橋1998）。しかしながら、経済環境の急激な変化のもとで、中国の対米関係にも微妙な変化が生じている。ここでは、中国の5大貿易パートナー（米国、EU15、ASEAN、日本、韓国）を対象として、中国をめぐるモノの流れの変化を確認しておこう（図4-1）。

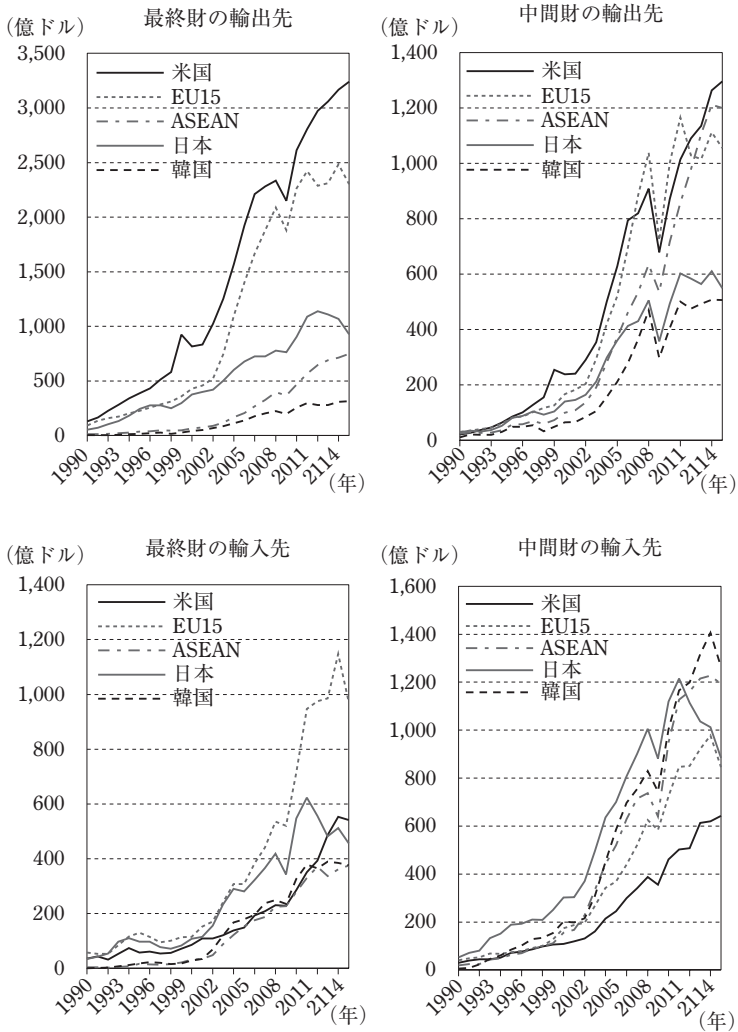
（1）輸出生産ネットワークの形成

2008年のリーマン・ショックでは、中国経済は世界経済の「救世主」とされた。中国の経済成長に対する純輸出の寄与は大幅に低下したものの、中国経済において輸出はいまだにきわめて重要な役割を担っている。その輸出では、欧米諸国が引き続き主要な輸出市場であることに変わりはない。

米国はとりわけ重要な市場であるが、対米輸出の増加はしばしば深刻な通商摩擦を引き起こしており、これまでの産業・商品構成で対米輸出をさらに拡大させる余地は年々狭まりつつある。一方、輸入、とくに最終財の輸入では、EUの存在が突出している。リーマン・ショックからの回復過程を含めて、中国市場はEU諸国に多大な機会を提供しており、近年EU諸国が中国への接近を強めていることは十分に理解できる。

一方、改革開放初期に重要な役割を果たした日本、そして国交正常化後に中国に急接近した韓国との経済関係は、ときとして外交的軋轢の影響を

図4-1 中国の財／国・地域別輸出入動向（1990-2015年）



(出所) RIETI-Trade Industry Database 2015 より筆者作成。

受けて、後退ないしは停滞気味である。それでも、リーマン・ショックに至るまで、日本は中国に対する資本財や部品・パーツの供給基地であった。もっとも、多くの日本企業が中国を含む東アジア諸国・地域において現地生産を進めたこともあり、日中間の直接取引はいわば停滞局面を迎えている。これに対して、韓国やASEANの中国向け中間財輸出は顕著な伸びを示している。中国とASEANの国際分業の深化は、中国のASEAN向け中間財輸出の急増からも明らかである。このように「世界の工場」となっている中国を中心とした東アジアの輸出生産ネットワークは、ハブとなる中国の産業構造の高度化をとめないながら、さらなる進化を遂げている。そして日米欧韓の多国籍企業は、この輸出生産ネットワークの主たる担い手の役割を果たしているのである。

(2) 相互依存関係の深化

中国の5大貿易パートナー以外でも、世界の資源輸出国が中国の膨大な資源需要に左右されている。たとえば、中国は世界の鉄鉱石輸入の3分の2を占めており、中国の鉄鋼業の動きは鉄鉱石の国際価格や輸出国の経済情勢に多大な影響を及ぼしている。またいったん工業化の軌道に乗りながらも、中国の資源需要のために再び資源輸出国に戻ってしまった途上国もみられる。もちろん、EUや米国も中国への中間財・最終財輸出を増加させており、中国は最終財の輸出拠点でありながら同時に世界の需要地となっている。

中国をめぐる大きなモノの流れとしては、太平洋貿易（米国、日本、韓国）に加えて、対ユーラシア（ASEAN、EU）貿易の比重が相対的に増しており、対外貿易の多元化・多様化の様相がますます鮮明となっている。とくにリーマン・ショック後は、中国経済が世界経済の牽引車となったことから、資本の動きなども考慮に入れると、中国経済が米国市場に大きく依存するという構図は徐々に変容し、中国による巨額の米国債保有にみられるように、ときとして米中の立場が逆転する局面も現れ始めており、文字どおり相互依存的な関係が形成されている。

2. 貿易不均衡の常態化

(1) 通関統計上の差異

中国の対外貿易が構造的な変化を遂げるにともない、米国が従来から指摘してきた貿易摩擦の論理も、やや合理性を失いつつある。そのひとつが米中貿易不均衡である。2016年の米国の対中赤字は3470億ドルにのぼる。ただし、同年の中国の対米黒字は2506億ドルであり、両者には963億ドルもの差異がある。貿易不均衡の是正は米国側の一貫した主張であるが、その基本となる通関統計に大きな差異がみられるのである⁽⁵⁾。

米中合同商業貿易委員会(JCCT)は、この貿易不均衡の非対称性の重大性に鑑み、米国商務省とUSTR、中国商務部と海関総署の4者からなる共同研究を実施してきた(JCCT 2009; 2012)。これによると、貿易収支に差異が生じる要因として、次の4点が指摘されている。第1に、米国では輸出はFAS(船側渡し価格)、輸入はCV(課税価格)が採用されており、米中両国が採用している輸出入の取引条件が異なる⁽⁶⁾。第2に、米国の通関統計はプエルトリコやバージン諸島を包括しているのに対して、中国の通関統計では両者は別建てで掲載されるなど、通関統計の範囲が若干異なる。第3に、通関時期、原産国、為替レートなどにも差異がある。第4に、香港経由の再輸出、また香港の税関を通過せず、その港湾や決済機能だけを利用するトランスシップメント(転運)など、中国の対外貿易の過半を占めてきた加工貿易の取り扱い方が決定的に異なる。

(2) GVCの影響

多くの先行研究が示しているように、米国の対中赤字は確かに巨額ではあるが、通関統計が示すほど大きくはない⁽⁷⁾。しかも近年では、物流・通信コストの大幅な低下を受けて、グローバル・バリュー・チェーン(GVC)

(5) 米中経済関係に対する米国側の見解はU.S.-China Economic and Security Review Commission(2017)、中国側の見解は商務部(2017)を参照。

(6) 中国では、輸出はFOB(本船積込渡し価格)、輸入はCIF(運賃・保険料込み価格)と、より一般的な取引条件が採用されている。

に基づく国際分業が広範に展開されている。フラグメンテーションと呼ばれるこの国際分業は、いまや工程間分業にとどまらず、タスク・作業間分業にまで及んでいる。この GVC のなかで、中国はおもに国外から原料、部品・パーツを導入し、最終財に組立・加工する最終工程を担ってきた。このような国際分業のもとでは、単なる最終財の2国間取引を取り上げるよりも、それぞれの生産段階で発生する付加価値に着目するほうが、より現実的な経済関係を把握することができる。この GVC の進展を受けて、付加価値貿易統計の作成も試みられるようになった⁽⁸⁾。そこで米中2国間貿易収支を付加価値貿易でとらえてみると、やはり中国の対米黒字の規模は通関統計の半分程度の水準にとどまる(表4-4)。

表4-4 中国の対米貿易(総額・付加価値)

(単位: 億ドル)

	総額			付加価値			(2)/(1)
	輸出	輸入	(1)収支	輸出	輸入	(2)収支	(%)
2010	2,833	1,021	1,812	1,599	811	788	43.5
2011	3,245	1,221	2,024	1,877	950	927	45.8
2012	3,518	1,329	2,189	2,175	1,043	1,132	51.7
2013	3,684	1,523	2,161	2,303	1,196	1,107	51.2
2014	3,961	1,591	2,370	2,487	1,301	1,186	50.0
2015	4,092	1,478	2,614	2,638	1,209	1,429	54.7
2016	3,851	1,344	2,507	2,488	1,094	1,394	55.6

(出所) 中国全球価値鏈課題組(2017)より筆者作成。

(7) 先行研究については、Martin(2018)を参照。

(8) 付加価値貿易については、エスカット・猪俣(2011)、UNCTAD(2013)などを参照。また広く利用可能な付加価値貿易統計として、OECD-WTO“Statistics on Trade in Value Added”(http://www.oecd-ilibrary.org/trade/data/oecd-wto-statistics-on-trade-in-value-added_data-00648-en)を参照。

また米国の中国からの輸入のうち、米国企業の企業内貿易も増えており、2014年には米国の対中輸入全体の約3割に達している。さらに中国に立地する米国系企業の現地売上高は、すでに米国の対中輸出の3倍規模に達している。米国の対中輸出は確かに高い伸びを続けているが、それ以上に現地生産・販売が増加している。このような理由から、オバマ政権後期になると、米中貿易不均衡は対中交渉の優先アジェンダとしてはもはや取り上げられなくなった。このような貿易形態・分業体制をとらないかぎり、米国の製造業や消費者が多大な不利益をこうむることが明らかとなっていたからである。

もとより、一国の経常収支はその貯蓄・投資バランスを反映している。現実としては、米国が貯蓄を増強し、消費を抑制しないかぎり、米国が経常黒字を計上することは理論的には不可能である。にもかかわらず、これまで米国が巨額の貿易赤字を維持できたのは、日本や中国の経常黒字が米国債の購入をとおして、ドルを買い支える形で米国に還流されてきたからである。しかしながら、このような構図が引き続き持続可能であるかといえ、やはり大きな疑問符をつけざるをえないであろう。

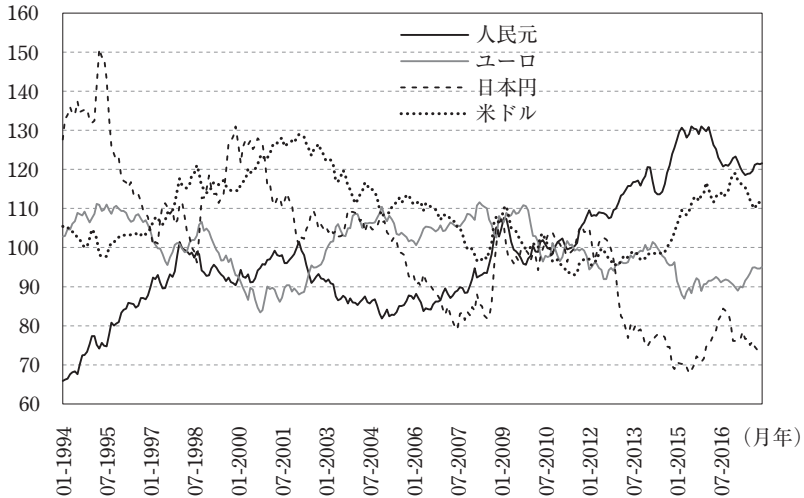
3. 人民元の増価

米中貿易不均衡の一因として、これまで米国では、中国は為替操作により輸出振興を図っているとの批判が議会を中心に繰り返されてきた。実際に2005年には、議会超党派がシューマー＝グラム法案、つまり人民元レートが切り上げられないかぎり、中国からの輸入品に27.5%の関税を課すとの法案が提出された。確かに国際決済銀行（BIS）の主要通貨の実質実効為替レートの推移をみると、1990年代半ばや2000年代前半の一時期は、人民元レートが過小評価であると批判されてもおかしくない局面がみられた。しかし中国は2005年7月に人民元改革を打ち出し、人民元の実勢化、つまり増価の方針を明らかにした（図4-2）。

これ以後、人民元の対米ドル・レートは増価を続けた。もちろん中国人民銀行のこのような判断は、米国の圧力に屈したものではない。2000年

図 4-2 主要通貨の実質実効為替レートの推移

(2010年 = 100)



代半ばの中国は、経常黒字と外貨準備の急増のもとで過剰流動性が深刻な問題とされていた。為替レートの調整は、インフレ抑制をはじめとする経済運営の有力な政策手段である。こうして人民元は、2005年夏から2015年夏までの10年間に約50%増価した。そして2015年5月の中国とIMFの年次協議において、「人民元はもはや過小評価されていない」とのIMFのお墨付きをもらうことになった (*Financial Times*, 2015年5月27日付)。

ただ、2015年夏、世界経済は中国発の世界同時株安・通貨安に見舞われた。為替市場の混乱は、中国が人民元のSDR構成通貨入りを優先して、市場との対話を欠いたまま一方的に人民元を切り下げたことに起因する。人民元はもはや過小評価された通貨とはいえ、また2015年末頃からは人民元の流出懸念が強まったために、中国人民銀行はその買い支えに終始した。米国からの批判とは、まったく逆の対応を中国は強いられたのである。

4. トランプ政権の登場

経済のグローバル化は貿易自由化を促し、経済厚生の上昇をもたらすとされる。ところが、Autor, Dorn and Hansen (2013; 2016) によると、1990～2007年に中国からの輸入拡大により、中国製品と競合する産業が立地する地域では、失業の増加、労働参加率の低下、賃金の低下がみられ、社会保障給付が急増したという。また Acemoglu et al. (2016) によると、米国製造業の雇用減少の4分の1は中国からの輸入品に起因し、その数は1999～2011年に200～240万人に及ぶと推計されている⁽⁹⁾。このような労働市場の分極化にともなう格差拡大を考慮に入れると、貿易自由化はむしろ厚生価値の低下を招いているのではないかとの指摘もなされている。

2016年には、この分析結果が示しているような米国の経済情勢を背景にして、D・トランプ氏が大統領選挙を勝ち抜いた。2017年に成立したトランプ政権は、折からの北朝鮮の核兵器・ミサイル開発問題や最大の公約ともいえる税制改革に忙殺されて、必ずしも明確な対中政策が打ち出されただけではない。しかし「米国第一」の保護主義的傾向の強いトランプ政権は、中間選挙を控えた2018年に入ると、従来からのADや相殺関税(CVD)に加えて、①通商法201条(セーフガード)、②通商拡大法232条調査(国家安全保障の理由による輸入制限)、③通商法301条調査(知的財産の侵害や技術移転の強要に対する報復措置)に基づく制裁措置を発動して、対中赤字の削減と国内雇用の拡大を訴えた。一方的な制裁措置の相次ぐ発動は、米中経済関係にとどまらず、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制にも影響を及ぼすことが懸念されている。

(9) このほか、"The China Trade Shock: Studying the Impact of China's Rise on Workers, Firms, and Markets." (<http://chinashock.info>) 掲載の論考を参照。

5. 新たな争点としての国家資本主義

トランプ政権の成立に先立ち、歴代の米国政権は急増する中国製品の輸入に対して、主としてAD・CVD調査の発動で応じてきた。ただ、上述したように、「非市場経済」からの輸入品には、通常とは異なるAD判定方法が適用される。またCVD調査は輸出補助金への対抗措置である。ここから、トランプ政権の「米国第一」に基づく一方的な制裁措置の発動にかかわらず、今後の米中経済関係では「非市場経済」や補助金など、中国経済の国家資本主義（state capitalism）的志向・慣行が焦点になるものとみられる（大橋 2017b）。

政府が経済分野に積極的に介入をする体制、しかも経済的手段により国益を増進させようとする体制をI・ブレマーは国家資本主義と呼んだ（ブレマー 2011）⁽¹⁰⁾。たしかに米国からみると、中国企業は商業利益を追求しているのか、国家利益を追求しているのか判然としない。また、中国企業は各種補助金や政府の支援を得ており、中国企業との競争に際して、米国企業は公平・公正な市場競争を保障されていない。さらに、中国経済では大型国有企業が優位にあるが、米国社会では国有企業は非効率の象徴として認識されている。そのような非効率な存在が米国市場に参入すると、自由で競争的な米国市場が変質してしまうとの懸念もみられる。

中国の国家資本主義に対する懸念は、中国企業の対米投資の増加により、さらに強まっている（大橋 2016b）。米国外国投資委員会（CFIUS）の国別審査では、2012年以後、中国企業の対米投資案件の審査が最多となっている。なかでも華為やZTEなどの対米投資は、サイバーセキュリティ上の要請もあり、CFIUS審査の主たる標的となっている。中国の国家資本主義的な動きに対して、米国政府はかなり神経質な対応を迫られている。

(10) 注(3)のように、EU委員会も中国の「市場歪曲」的慣行を問題視しているが、たとえば、米国はエアバスに象徴されるEUの政府・企業間関係にも批判的であり、米国とEUとの間には国家資本主義に関して見解の相違がある。

第3節 「一带一路」沿線国との関係

1. 「一带一路」構想の提起

2013年9～10月に習近平総書記は、訪問先のカザフスタンとインドネシアにおいて、「シルクロード経済ベルト」構想と「21世紀海上シルクロード」構想、すなわち「一带一路」構想を提起した(表4-5)。一方、これに先立つ2011年9月にクリントン米 국무長官(当時)は、アフガニスタンからの米軍撤退後の中央アジアの安定化を睨んで「新シルクロード構想」を提起していた。「一带一路」構想は、この「新シルクロード構想」にみられる米国のアジア回帰・リバランス戦略への対案としての意味合いをもつ。同様に中国では、西部大開発の延長線上に位置する「西進」戦略が注目されていた。アジア太平洋方面への進出を強めれば、米国との正面衝突が不可避となる。そのためユーラシア方面に積極的に進出して、対米協調と新興市場の開拓を図るという構想であった⁽¹⁾。

しかしトランプ政権の誕生後、ポスト冷戦期にみられた米国の一極主義は大きく後退し、米国は「米国第一」を追求し始めた。中国が「普遍的価値」と呼んで批判的にとらえてきたグローバリズムや民主主義も、これを随時棚上げにしながら経済的成功を勝ち取る途上国の政権が誕生するなど、米国に代表される西側先進国の価値観も動揺し始め、中国の対米認識にも大きな変化が生じている。改革開放期の中国経済にとって特別な存在であった米国市場の重要性が相対的に後退し、しかも貿易摩擦などを契機として、米国市場への参入もかつてほど容易ではなくなっている。このような背景のもとで、中国の経済外交では米国傾斜からの離脱、またユーラシア外交の重要性が相対的に高まっている。「一带一路」構想は、転換期にある中国の経済外交に対する重大な問題提起でもある。

(1) その先駆けとなったのが、王緝思(2012)である。また王緝思(2012)も転載されている『撃水談』2014年春季(総第14期)の「西進」特集を参照。

表 4-5 「一帯一路」構想の概要

基本原則	①主権尊重、相互不可侵、内政不干涉、平和共存、平等互恵の維持、 ②開放的枠組みの維持、③協調関係の維持、④市場メカニズムの維持、 ⑤ウィン・ウィン関係の維持
対象地域	東アジアと欧州の両経済圏を結ぶ構想、両者の中間に位置する広大な内陸地帯
重点分野	①政策協調、②インフラ（交通、エネルギー、通信）整備、③貿易・投資協力（円滑化、障壁削減、投資環境改善、FTA）、④資金融通（通貨交換の拡大、アジア債券市場の育成、アジアインフラ投資銀行、BRICS銀行の推進、シルクロード基金の運営）、⑤人的交流
協力体制	上海協力機構（SCO）、ASEAN + 1（中国）、アジア太平洋経済協力（APEC）、アジア欧州会合（ASEM）、GMS 経済協力、中央アジア地域経済協力（CAREC）
実施体制	中国国内各地区の建設構想

（出所） 国家発展改革委員会・外交部・商務部（2015）より筆者作成。

2. 「一帯一路」構想のねらい

（1）中国主導の広域地域経済圏の形成

「一帯一路」構想の目的としては、新規市場の開拓、対外投資の展開、過剰生産能力の解消、地域経済の活性化、人民元の国際化、周辺外交の強化など、経済環境が急激に変化するなか、きわめて多岐にわたる。ただ、対外貿易の多元化や対外投資の増加を契機として、経済大国として中国が自らの権益を確保でき、しかも経済活動がしやすい環境づくりを模索し始めたことは間違いなからう。ここから、「一帯一路」構想の根底には、まず中国主導の広域経済圏を形成するというねらいがみとれる。

広域経済圏の形成に不可欠な要素が、域内インフラ・ネットワークの整備である。「一帯一路」構想の具体的なプロジェクトとして、まず挙げら

れるのが道路，鉄道，港湾整備などである。なかでも注目されているのが、「中欧班列」と呼ばれる中国・欧州直通鉄道貨物輸送である。2011年の開通後，2017年9月までにすでに5000便以上が運行され，中国の33都市と欧州12カ国の33都市とが結ばれている。当初の貨物は携帯電話，パソコンなどのIT製品が中心であったが，いまやアパレル製品，自動車・同部品，食品，木材・家具，機械設備など，その内容も多様化している（人民網2017年10月11日付記事）。同時に，インフラ整備は中国企業が抜群の競争力を発揮しうる分野であり，「一帯一路」構想は中国の「対外請負工程」（外国での請負工事），建設・インフラ関連の産業・企業に新たな市場開拓の機会を提供している。このように，当面の「一帯一路」構想で注目されているのは，域内インフラ・ネットワークの整備など，直接的な建設需要である。しかし，その採算性が十分に検証されているのかに関しては問題点も指摘されており，プロジェクトの採算性リスクの発生も同時に懸念されている（李自国2017）。

（2）国際開発金融機関の設立

「一帯一路」構想の実施にあたっては，効果的なファイナンスが不可欠である。そこで中国は，すでに設立準備が進められてきた新開発銀行（BRICS銀行）に加えて，アジアインフラ投資銀行（AIIB）やシルクロード基金といった開発金融機関を相次いで設立した。このうち2016年1月に成立したAIIBは，中国主導の初の国際開発金融機関として注目されている。2017年12月末現在，その加盟国は，これまでアジアのインフラ整備を担ってきたアジア開発銀行（ADB）の67カ国を大幅に上回る84カ国に達している。過去2年間の投資プロジェクトは12カ国24件，融資総額は42億ドルにのぼる（人民網2018年1月18日付記事）。また2017年6月にはムーディーズからトリプルAの格付けを得ており，懸案となっていた資金調達の可能性も格段に改善した。

AIIBは経済性や迅速性を前面に打ち出し，途上国の意向に合致した運営をめざしている。もっとも，これまで中国の援助・開発支援がときとして「新植民地主義」¹²⁾の批判を受けてきたように，はたしてAIIBのインフ

ラ・プロジェクトでは環境・社会面への配慮が十分になされるのか、プロジェクト費用を上回るほどの便益を保障することができるのかに関して、少なからぬ疑念が抱かれてきた。しかし成立後2年間を振り返ってみると、AIIBの事業は世界銀行やADBとの共同プロジェクトが多く、またその動向に国際的な関心が注がれていることもあり、高い透明性や説明責任、良好なガバナンスが維持されている。またプロジェクトの実施にあたっては、環境・社会的な配慮も十分になされていると評価できる。

同様の目的で設立されたシルクロード基金、同じく援助・開発支援の担い手である中国輸出入銀行や中国開発銀行が採算性を求められているのに対して、AIIBはより譲許性の高い援助型プロジェクトを中心に事業展開をしている。もっとも、AIIBをはじめとして、中国が援助・開発支援機能を整備・強化しているという事実は、後述するように、OECDを中心とする既存の援助・開発支援分野の多国間レジームに対する中国の新たな挑戦と受けとめることもできよう。

(3) 人民元圏の形成

リーマン・ショックを契機として、中国は米ドルへの過度な依存を脱するために、また長期的には人民元圏の形成をめざして、人民元の国際化に取り組んでいる。人民元建ての貿易や直接投資の解禁、金利の自由化、資本規制の緩和、また通貨スワップ協定や人民元建て援助の拡大をとおして、人民元の計算単位、支払手段、価値保蔵手段としての機能、すなわち主要国際通貨としての条件を満たすべく努力がなされている。2010～2015年にかけて、中国の貿易総額に占める人民元建て決済額の比率は2.4%から22.8%に上昇しており、人民元の国際化の進展ぶりがうかがえる。もっとも、国際銀行間通信協会(SWIFT 2018)によると、国際決済総額に占める人民元建て決済額の比率は、2017年12月に1.61%にすぎず、米ドル(39.85%)、ユーロ(35.66%)、英ポンド(7.07%)はいうまでもなく、い

(12) 2006年2月にナイジェリアを訪れた英国のストロー(Jack Straw)外相(当時)は、「中国がいまアフリカで行っていることは、英国が150年前に行ったことと同じである」と述べたという(Mohan and Power 2008)。

まだ日本円（2.96％）にも及ばない存在である。

人民元が国際的な信用を有し、国際取引・兌換が可能な国際通貨をめざしているとはいえ、人民元の国際化はまだ始まったばかりである。ただ、「一帯一路」沿線国などに限定すれば、人民元の相対的地位はかなり高まる。「一帯一路」構想が掲げる人民元建てのプロジェクト、投資や金融取引が展開されていけば、また人民元レートが安定（増価）基調にあれば、「一帯一路」沿線国もより積極的に人民元を受け入れる条件が整う。地域限定的ではあるが、「一帯一路」構想にともない、自然発生的な人民元圏形成の可能性は十分に想定できよう。

（４）産業調整の推進

「一帯一路」構想は、中国が競争力を有する産業、あるいは過剰生産能力を抱え産業調整に取り組んでいる一部産業に、新たな市場開拓の機会を提供する。中国政府は生産能力の調整、製造業・装備製造業の産業移転を「国際産能合作」と呼び、その基本方針として次のような重点産業分野と有望市場を掲げている（国務院2015）。

第1は、インフラ関連産業（建設、装備製造、建材・素材）である。「一帯一路」沿線国の多くは途上国・移行経済国であり、インフラ整備の潜在的需要はきわめて大きく、過剰生産能力を抱える中国の一部産業にも格好の市場を提供する。なかでも、港湾、空港、道路、鉄道の建設・運営、関連設備の製造、物流などは「一帯一路」構想の重点分野である。

第2は、天然資源・エネルギー分野である。「一帯一路」沿線国は天然資源に恵まれており、その重要な戦略目標はエネルギーの安定供給の確保と、エネルギー供給源・供給ルートの多元化によるリスク分散である。また「一帯一路」沿線国は、石油・天然ガスのパイプラインや発電所の建設、電力関連設備の製造などでも有望市場である。

第3は、「対外請負工程」である。上記の重点産業分野では、中国の建設・エンジニアリング企業が抜群の競争力を発揮しており、「一帯一路」沿線国においても積極的な対外請負工程プロジェクトが展開されている。

もちろん、中国企業が国境を越えた産業移転を順調に進めるためには、

その受け皿が必要となる。すでに多くの「一帯一路」沿線国において、インフラと公共サービスの双方を提供しうる産業園區・境外合作区¹³⁾の整備が進められている。2016年末現在、世界36カ国で77カ所の境外合作区の建設・運営が進められており、投資累計額241.9億ドル、入居企業数1522社、総生産額702.8億ドル、受入国納税額26.7億ドル、現地雇用は21.2万人にのぼる。うち、「一帯一路」沿線の20カ国では56カ所の境外合作区（投資累計額185.5億ドル、入居企業1082社、総生産額506.9億ドル、受入国納税額10.7億ドル、現地雇用17.7万人）が誕生している（21世紀経済報道2017年2月20日付記事）。中国の境外合作区の7割が「一帯一路」沿線国に立地していることから、「一帯一路」構想の影響力の大きさがうかがえよう。

3. 「一帯一路」沿線国との経済関係

「一帯一路」構想が世界的に注目されているにもかかわらず、中国と「一帯一路」沿線国との経済関係はまだ始まったばかりである。海関総署によると、2017年の中国と「一帯一路」沿線国との輸出入は7兆3700億元（前年比17.8%増）、うち輸出は4兆3000万元（12.1%増）、輸入は3兆700万元（26.8%増）であった。これは中国の輸出入総額の26.5%を占め、その伸び率は中国の輸出入総額の伸び率を3.6ポイント上回る。しかも、近隣アジア諸国・地域だけでも、すでに16カ国にとって中国は最大の貿易パートナーとなっている（人民網2018年1月12日付記事）。

中国と「一帯一路」沿線国とのモノの流れは、たしかに一定の規模に達している。しかし資本の流れ、具体的には、中国の対外直接投資に占める沿線国の比率はせいぜい1割程度にすぎない（表4-6）。「国際産能合作」（「一帯一路」沿線国以外を含む全体）でも、製造業投資は中国の対外直接投資全体の1~2割程度にとどまる。とくに2016~2017年には、中国が対

13) 産業園區は工業団地、境外合作区とは、中国政府・企業が海外で展開する工業団地である。

外資本移動をかなり制限したこともあり、対外直接投資そのものが大きく落ち込む結果となった。一方、2017年には、中国企業が「一帯一路」沿線国で62件のM&Aを実施し、前年比32.5%増の88億ドルを投資している。これには、中国石油と中国華信投資によるUAEのアブダビ石油の株式12%の取得（28億ドル）といった大型案件が含まれる⁽¹⁴⁾。「一帯一路」沿線国との経済交流がさらに緊密となり、投資環境・投資対象の情報が広まるにともない、今後はこのような対外M&Aの拡大も見込まれよう。

これに対して、「対外請負工程」はきわめて活発に展開されている。「一帯一路」沿線国は、中国の「対外請負工程」の実に過半を占める主要市場であり、その市場シェアはさらに上昇傾向にある。総じていえば、中国と「一帯一路」沿線国との経済関係は、まだインフラ整備の初期段階にとどまっているといえなくもない。ただし「一帯一路」構想では、ファイナンス面での支援も十分に考慮されており、インフラ整備により中国と「一帯一路」沿線国との貿易・投資関係がさらに拡大・深化することが予想される。

今日の中国の対外開放は、改革開放初期にあった加工貿易振興のための対香港関係、資本・技術導入のための対日関係・対欧関係、輸出市場としての対米関係など、もはや単純な2国・地域間関係に基づくものではない。「一帯一路」沿線国との関係は、確かに個別の2国間関係ではあるが、いずれも「一帯一路」構想という多角的な国際関係のなかに位置づけられている。このように経済大国であることを意識する中国の対外開放では、多角的な国際関係がより重視されるようになってきている。

(14) 中国商務部対外投資和經濟合作司「2017年我対“一帯一路”沿線国家投資合作狀況」2018年1月16日（<http://hzs.mofcom.gov.cn/article/date/201801/20180102699459.shtml>）。

表4-6 中国企業の「一帯一路」沿線国向け直接投資・対外請負工程の状況

【直接投資（非金融類）】

	対象国	投資額			主要投資先
		(億ドル)	前年比 (%)	沿線国/ 全体(%)	
2015	49	148.2	18.2	10.2	シンガポール、カザフスタン、ラオス、インドネシア、ロシア、タイ
2016	53	145.3	▲2.0	8.5	シンガポール、インドネシア、インド、タイ、マレーシア
2017	59	143.6	▲1.2	12.0	シンガポール、マレーシア、ラオス、インドネシア、パキスタン、ベトナム、ロシア、UAE、カンボジア

【対外請負工程】

	対象国	新規契約 項目数	契約額			営業額		
			(億ドル)	前年比 (%)	沿線国/ 全体(%)	(億ドル)	前年比 (%)	沿線国/ 全体(%)
2015	60	3,987	926.4	7.4	44.1	692.6	7.6	45.0
2016	61	8,158	1,260.3	36.0	51.6	759.7	9.7	47.7
2017	61	7,217	1,443.2	14.5	54.4	855.3	12.6	50.7

【参考：国際産能合作】

	製造業		(1)／対外投資 (%)	装備製造業		(2)／(1) (%)
	(億ドル) ⁽¹⁾	前年比 (%)		(億ドル) ⁽²⁾	前年比 (%)	
2015	143.3	105.9	12.1	70.4	154.2	49.1
2016	310.6	116.7	18.3	178.6	253.7	57.5
2017	191.2	▲38.4	15.9	108.4	▲39.3	56.7

(出所) 中国商務部対外投資和經濟合作司 (<http://hzs.mofcom.gov.cn/article/date/>, 2016年1月21日, 2017年1月19日, 2018年1月16日) より筆者作成。

第4節 グローバル・ガバナンスへの関与

1. 新段階を迎えた対外開放

(1) 国際経済秩序と中国

中国の対外開放はその外交政策に大きく左右される。伝統的な中国外交は古典的な主権国家を軸とする2国間関係を基本としてきた。しかし、1990年代に大きな進展がみられたアジア太平洋経済協力会議（APEC）の貿易・投資の自由化・円滑化、中国のWTO加盟交渉を受け、また1990年代末のアジア通貨危機、そして2001年末のWTO加盟を契機として、中国は経済外交という新たな分野を視野に入れ始めた¹⁵⁾。また経済外交の展開分野が2国間関係に収まらないことから、中国は多角的な国際関係に対する関心を同時に高めていった。

とくにWTO加盟後、中国は対外開放をさらに加速化させる一方で、既存の国際経済秩序に対して独自の見解を表明するようになった。もちろん今日の中国は、かつて毛沢東が提起したような新国際経済秩序をめざしているわけではない。ただ中国は、今日の主要国際機関・制度の構築過程にほとんど関与できなかったにもかかわらず、対外開放後は現行の多国間レジームに自らを適合させていかざるをえなかったことに少なからぬ不満を表明してきたのは確かである。中国が経済大国の道を歩むにともない、現行の多国間レジームに対するある種の違和感、あるいはレジーム内での居心地の悪さは徐々に顕在化しつつある。

(2) 国際経済秩序への挑戦

中国の対外開放のスタンスに明らかな変化が認められるようになったのは、リーマン・ショック後に商務部研究院が発表した「ポスト危機時代の

¹⁵⁾ 清華大学国際問題研究所・経済外交研究中心編（2007）、趙進軍編（2010）などを参照。

中国対外貿易発展戦略研究」(国際商報2010年4月21日付記事)である¹⁶⁾。この研究では、リーマン・ショック後の対外経済政策のあり方として、貿易の「量」的拡大から「質」的改善への転換、多角的な地域経済協力の推進に加えて、受動的な国際分業主体から国際ルールの能動的な参加・策定主体への転換、具体的には、国際貿易ルール策定における主導権を高め、グローバル化と地域統合化における影響力を高め、重要商品の価格決定権、価格形成過程への影響力を高めることが提起されている。

中国がこのような対外経済認識をもつに至ったのは、リーマン・ショック後、世界経済に対する多大な貢献にもかかわらず、中国は現行の多国間レジームに大きな変化をもたらすことができず、中国の国際的地位を引き上げる契機を見出すこともできなかったからである。より具体的な次元では、膨大な資源需要を有しながら、資源価格の決定にほとんど関与できない現実に対して、中国は一種の苛立ちさえ募らせていた。

この頃から、中国外交では、鄧小平の遺訓である「韜光養晦」(能力を隠して時を待つ)の見直しが始まる¹⁷⁾。この動きとも相まって、中国は国際経済分野におけるグローバル・ガバナンスへの関与を徐々に強めるようになった。経済大国として活動しやすい国際環境を求める実利的な関心から、また経済大国に期待される役割を意識して、あるいは中国の国際的地位の向上、さらには「中華民族の偉大な復興」にみられる「国威発揚」的な関心から、中国は既存の国際経済秩序への挑戦を試み始めた。

2. 多国間レジームへの関与

現行の主要な多国間レジームに対して、中国は当該レジームの強靱性や調整コストの多寡に応じて、古典的なA・ハーシュマン的な対応(exit, voice, loyalty)をとってきた(ハーシュマン2005)。通商や通貨などの比較

(16) 原題は「后危機時代中国外貿発展戦略研究」。また『国際貿易』2010年第1期の特集「后危機時代中国外貿発展戦略之抉抉」を参照。

(17) 「韜光養晦」の見直しに象徴される、新たな中国外交については、三船(2016)などを参照。

的ハードな多国間レジームについては、単独で秩序再構築のコストを負担することはできないために、中国が新たな多国間レジームを構築したり、既存のレジームを再編したりすることは事実上不可能である。そのため中国は、新たな国際規範の形成やルール策定に際して、その形成過程において影響力の保持・拡大を図りながら、新たなルールのもとで予想される義務の軽減化をねらっているかにみえる。

たとえば、国際貿易レジームでは、上述したように、WTO内のG20(WTO内の主要途上国グループ)から少数国会合のメンバーになることに努め、レジーム内でのリーダーシップの確立を優先した。また国際金融レジームでは、米ドル、ユーロ、円、英ポンドと同様に、人民元のIMFの特別引出権(SDR)構成通貨入りをめざした。SDR構成通貨は、過去5年間の輸出規模(基準1)と「自由利用可能通貨」(基準2)の2つの基準をクリアする必要がある。2015年11月に人民元は基準2に関して若干の問題を残しながらも、IMFではSDR構成通貨となることが決定された。ここでも、多国間レジーム内でのリーダーシップが優先されたことになる。

一方、未成熟、あるいは形成過程にある多国間レジームに対して、中国は「異議申し立て」や「退出」も厭わない行動をとることがある。たとえば、サイバー空間、宇宙開発、技術開発・標準化などの未成熟、あるいは形成過程にある多国間レジームに関して、中国は基本的に独自路線を維持している。環境分野では、2009年のコペンハーゲンでの国連気候変動枠組条約15回締結国会議(COP15)において、中国は温暖化の歴史的責任は先進国が負うべきであるとして、温室効果ガス削減義務に猛烈に反発した。ところが、2015年末のCOP21で採択された気候変動抑制に関するパリ協定に関しては、米国のトランプ政権がこれを批判するなかで、中国はこれを批准することにより「責任ある大国」としてのアピールを強めた。このように、多国間レジームに対する中国のスタンスは必ずしも一様ではないが、その関与は確実に強まりつつある。

3. 事例研究——援助・開発支援——

(1) 基本理念の相違

多国間レジームに対する中国のスタンスを理解するための事例として、ここでは中国が独自路線を続けている援助・開発支援を取り上げてみたい。援助・開発支援での中国のプレゼンスの拡大にともない、中国は「対外援助白書」(国务院新聞弁公室 2011; 2014) を発表するなど、透明性を高め、説明責任を果たす努力を続けている。しかしながら、中国の対外援助は、OECD 開発援助委員会 (DAC) 加盟国と援助概念・実施体制が異なるために、「白書」の発表だけでは、その全体像が浮き彫りにされたとはいえない(下村・大橋・日本国際問題研究所 2013)。

DAC 加盟国に代表されるドナー・コミュニティと中国の援助に対する基本的な考え方は、次のような点で相当異なる(渡辺 2013)。第1に、ドナー・コミュニティが途上国の経済開発と福祉の向上を目的としているのに対して、中国は「対外援助八原則」¹⁸⁾に基づく独自の援助理念を維持している。第2に、ドナー・コミュニティが開発モデルに基づく援助を実施しているのに対して、中国は特定の開発モデルの適用には内政不干渉の立場から否定的である。第3に、ドナー・コミュニティが高い贈与比率やグラント・エレメント (GE)、アンタイドの援助を強調しているのに対して、中国は有償援助やタイトの援助を重視している。

このような基本理念からみても、中国が DAC 主導の援助・開発支援レジームと一線を画していることは明らかである。

(2) 援助・開発支援の実績

中国の対外援助(多国間援助、2 国間優遇・無償借款)は、Kitano (2017)によると、2015 年に 61 億ドルにのぼる。DAC ベースで見ると世界第 8 位、

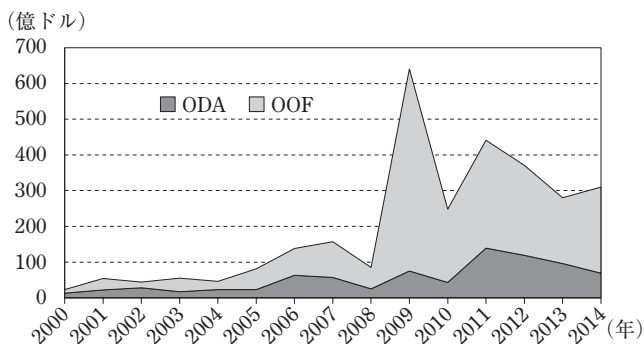
(18) 中国が米国のみならず、ソ連との対立も抱え、非同盟諸国への接近を強めていた 1964 年に打ち出された対外援助の原則であり、①平等互惠、②主権尊重・無条件、③受入国の負担軽減、④自力更生・独立発展の支援、⑤最小投資・即効性、⑥中国物資の提供、⑦受入国の技術習得、⑧専門家に対する平等な待遇が掲げられている。

米独英日仏に次ぐ規模となり、スウェーデン、ノルウェー、オランダなどの欧州のミドル・パワーなみの規模、あるいはサウジアラビアやUAEなどの新興ドナーを上回る勢いにある。しかしながら、中国の援助・開発支援は、政府開発援助（ODA）の枠外で実施されている経済協力に特徴がある。

ここでは、公開情報に基づく Dreher et al. (2017) の AidData データベース（China's Global Development Footprint）により、中国の途上国に対する公的資金フローの流れを把握しておこう⁽¹⁹⁾。コミットメント・ベースではあるが、2000年以後の推移をみると、中国の途上国へのファイナンスは近年300億ドルを上回る規模、うちODAは50億ドル以上の水準にある（図4-3）。なかでも2009年は、中国開発銀行によるロシアの石油大手・ロスネフチとトランスネフチ向けの2件の大型融資プロジェクト（204億ドル＋136億ドル）が含まれるため、突出した規模となっている。

ファイナンスの対象プロジェクトを産業別にみると、最大の融資先はエ

図4-3 中国の援助・開発支援の推移



(出所) Dreher et al. (2017)。

(注) ODA : GE (grant element) 25% 以上。OOF : GE25% 未満。

(19) このデータベースは、2000～2014年の15年間を対象としており、中国が供与した140カ国・地域の4373件、コミットメント・ベースで合計3543億ドルのプロジェクトを集計したものである。

エネルギー開発分野であり、上述したロシア向け融資のように、ODAではなく OOF ベースで供与されている（表 4-7）⁽²⁰⁾。エネルギー開発に次ぐのが交通・運輸分野であり、中国の援助・開発支援におけるインフラ重視の姿勢がここからもうかがえる。一方、ODA で特記すべきは債務減免が相対的に高い比重を占めている点である。援助規律の観点から、若干気掛かりな点ではある。

具体的な援助・開発支援の受取国に関しては、地域的な偏在や特徴があるわけではない（表 4-8）。総じていえば、2014 年までのプロジェクトに基づくと、やはりアフリカ諸国への援助・開発支援が顕著であり、「一带一路」沿線国が特別に重要視されているようにはみえない。ただし、中国企業の「一带一路」沿線国向け対外請負工程が急増していることから（表 4-6）、「一带一路」沿線国が中国の援助・開発支援の重点地区になりつつあることはうかがえる。

表 4-7 中国の産業別の援助・開発支援

(単位：億ドル)

	ODA	OOF	その他	合計
農林水産	14	75	11	100
債務減免	123	—	7	130
通信	41	108	20	169
鉱工業・建設	44	223	36	303
交通・運輸	231	377	280	888
エネルギー開発	113	1,093	135	1,341
その他	245	288	80	613

(出所) Dreher et al. (2017) より筆者作成。

(注) その他は、公的ファイナンスであるが詳細不詳（ODA・OOF 分類不能）。

2000～2014 年累計。

⁽²⁰⁾ ODA と OOF の定義は図 4-3 の注を参照。

表 4-8 中国の援助・開発支援の主要受取国

ODA		OOF		公的ファイナンス	
国名	金額 (億ドル)	国名	金額 (億ドル)	国名	件数
キューバ	67	ロシア	366	カンボジア	168
コートジボワール	40	パキスタン	163	パキスタン	121
エチオピア	37	アンゴラ	134	ジンバブエ	120
ジンバブエ	36	ラオス	110	アンゴラ	110
カメルーン	34	ベネズエラ	108	スーダン	108
ナイジェリア	31	トルクメニスタン	101	タンザニア	101
タンザニア	30	エクアドル	97	ガーナ	95
カンボジア	30	ブラジル	85	ケニア	89
スリランカ	28	スリランカ	82	エチオピア	88
ガーナ	25	カザフスタン	67	スリランカ	86

(出所) Dreher et al. (2017) より筆者作成。

(注) 2000～2014 年累計。

(3) 既存の援助・開発支援レジームとの関係

中国企業の対外直接投資にも同様の傾向がみられるが、一般に中国の援助・開発支援はリスクに対する関心が相対的に希薄である。国際的な格付機関が定期的に発表しているカントリーリスク指標などからみて、融資がかなり困難と判断せざるをえない途上国に対しても、中国マネーは相当流入している。これらの途上国へのファイナンスは、プロジェクト自体のリスクに加えて、プロジェクト完成後の運営面でのリスクもあり、償還困難や償還不能に陥る可能性が高い (Dollar 2017)。

既存の援助・開発支援レジームの観点からすれば、この点に関して中国の援助・開発支援には次のような課題がともなう。

第1は、途上国の対外債務の増加にともなう債務危機への懸念である。巨額の中国マネーが途上国に流れ込むことにより、多くの途上国は対外債

務を増加させており、結果として債務危機を引き起こす可能性を潜在的に高めている。通常、債務危機に陥った国々はIMFに支援を求めることになる。この要請に応じてIMFが債務危機に陥った国々の支援に乗り出すことになれば、中国の援助・開発支援は間接的にIMFの負担を増加させる可能性がある。したがって中国には、途上国のリスクを十分に精査したうえで、援助・開発支援を実施することが求められる。

第2に、既存の開発金融機関との関係である。中国マネーが途上国に対する資金フローのもうひとつの重要なルートになれば、途上国にとっては選択肢が相当広がることになる。しかしIMFや世界銀行などからの支援に際して、各種政策条件の履行が求められている途上国にとっては、中国マネーに依存することにより、場合によっては、政策条件の履行を反故にすることも可能となる。構造調整融資（SAL）が盛んに実施されていた頃の政策条件といえば、新自由主義的な、やや強引なまでの経済改革・構造改革が支援の見返りとして求められた。しかし今日では、透明性の改善、説明責任の履行、反腐敗活動の遂行など、DACドナー・コミュニティの「普遍的価値」が政策条件とされることが多い。おそらくこれらの点は、中国の援助・開発支援とは理念的にも相容れがたいところであろう。

とはいえ、現時点では、中国が既存の援助・開発支援レジームの変革をめざしているとの兆候は見当たらない。もちろん、中国マネーに対する新たな需要がこれだけ存在するということは、既存の援助・開発支援レジームが不完全であることを証明しているともいえよう。とくに国際開発金融機関に対する先進国の増資と、これら機関における途上国の投票権の拡大は、まさに積年の課題となっている。また、中国によるAIIBの設立は、現行の援助・開発支援が途上国のインフラ需要に合致していないこと、経済成長に対するインフラ整備の重要性を再認識させていることから、きわめて重要な問題提起となっている。既存の援助・開発支援レジームが完全なものではないことを前提とすれば、中国が着手した一連の政策措置は、やはり援助・開発支援レジームに対する新たな挑戦といえるかもしれない。

おわりに

2017年秋の中国共産党第19回大会における習近平報告では、2035年までに社会主義現代化を基本的に実現し、建国100年の2049年までに社会主義現代化強国を建設するという新たな目標が掲げられた（新華網2017年10月27日付）。それまでの習近平政権下の対外開放は、すでに従来とはやや異なる志向を示していた。新たな目標が提起されたことで、この傾向は第2期習近平政権の間にさらに強まることが予想される。

現在の中国の対外開放は、特定の2国間関係の発展、資本や技術の導入という具体的な要請に基づいているわけではない。「強国」をめざす経済大国として、多角的な国際関係への対応が対外開放の主たる役割となりつつある。そのため第2期習近平政権において、中国はグローバル・ガバナンスへの関与をさらに強めていくものとみられる。もっとも、現時点では多くの多国間レジームにおいて、中国は既存のレジームに挑戦するというよりは、リーダーシップを発揮する地位を得ることにより、レジーム内での改革を志向しているかにみえる。しかしサイバー安全、技術・標準のあり方など、形成過程にある多国間レジームでは、中国がさらに独自性を発揮しうる余地が残されている。

つぎに、対外開放の活動空間は、対外開放以来、中国が依存度を高めてきた日米両国をはじめとするアジア太平洋地域よりは、習近平政権が提起した「一帯一路」沿線国、ユーラシア方面に向かっているようにみえる。「一帯一路」構想とその沿線国との関係は、中国主導の広域経済圏の形成に向けての「実験」・「実践」の場という意味合いをもつ。さらに当面の対外開放では、対外開放の初期効果を受容して、すでに一定の成長を実現した産業・企業の構造調整、過剰生産能力を保有するにいたった産業・企業の生産調整という意味合いもある⁽²⁾。

もうひとつ、TPPなどのメガFTAへの取組みや自貿区の建設にみられ

(2) 大橋(2017a)は、「一帯一路」構想を産業調整の観点からとらえている。

るように、第1期習近平政権では新たな段階を迎えた対外開放のあり方に関して、さまざまな模索が繰り返された。しかし第2期習近平政権の対外開放では、「一帯一路」構想を軸とすることがほぼ固まったとみてよい。ただ、王岐山・国家副主席、劉鶴・副総理、易綱・人民銀行総裁など、第2期習近平政権の指導幹部の顔ぶれをみるかぎり、対外開放でも米国や市場経済に対する目配りが引き続きなされていることにも留意すべきであろう。

このように高度成長を続けてきた中国経済にとって不可避となっている構造的な変化、そして習近平政権の党内・国内リーダーシップの確立がもたらした変化により、第2期習近平政権の中国の対外開放は新たな段階を迎えつつある。

最後に、新段階の対外開放のもとでの日本との経済関係について若干言及しておこう。ここでの焦点は、2017年11月の財界代表の訪中に際し、榊原経団連会長が述べた「一帯一路を含むグローバルな経済協力」である。「一帯一路」構想に関しては、すでに民間ベースで中国・欧州直通鉄道貨物輸送を活用した物流の効率化、スマートシティを中心とする新型都市化などが、具体的な協力項目として挙がっている。しかしながら、日中関係を大きく好転させる契機となったのは、やはり2017年6月の安倍首相による「一帯一路」構想への参加表明である。その後、インド太平洋構想が同時に提起されるなか、安倍首相は7月のハンブルクG20サミット時の日中首脳会談で、「一帯一路」は「ポテンシャルをもった構想であり、国際社会共通の考え方を十分とり入れて地域と世界の平和、繁栄に前向きに貢献していくことを期待している」と評価し（『朝日新聞』2017年7月8日付）、具体的には、2017年12月に訪中した自民・公明両党幹事長との会談で述べたように、「個別の案件ごとに協力を検討していく」ことになることとした（『朝日新聞』2018年1月11日付）。そして2018年1月の施政方針演説では「中国とも協力して、増大するアジアのインフラ需要に応えていく」（『朝日新聞』2018年1月23日付）ことが表明された。ここから、「一帯一路」構想で日本の官民双方が関心を寄せている分野は、やはり個別に評価されたインフラ事業ということになる。

そこで、つぎに「一帯一路」構想のファイナンスの主役としての AIIB との関係も考えておく必要がある。中国の援助・開発支援にかかわる他の政策銀行や各種基金と比べると、AIIB は比較的透明性が高く、ガバナンスも良好である。また AIIB は効率的なファイナンスを志向しており、途上国の対外債務や援助・開発支援にともなう環境・社会的問題にも配慮する姿勢を明確にしている。とはいえ、AIIB への加盟、とくに日米両国の加盟に際しては、もちろん政治・外交などの非経済的要因にも配慮する必要がある。そもそも、屋上屋を重ねるような国際機関の設立を疑問視する声も根強い。しかし既存の援助・開発支援レジームを変革するよりは、既存のレジームの問題点を浮き彫りにするという意味において、また中国の他の援助・開発支援機関の透明性を高め、既存の開発金融機関との協調を促すという意味において、グローバルな規範にも目配りが可能な AIIB をとおした多国間レジームの改革は確かに注目に値する試みであると評価できよう。

日中経済協力においてインフラ分野での協力が期待されているとしても、ファイナンス主体、事業体構成、資材供給源など、具体的なプロジェクトの実施段階では、中国との間でかなり周到な、時には相当骨の折れる調整が求められることになる。にもかかわらず、「一帯一路」構想に代表される中国の新たな対外開放の動きは、日本を含む近隣諸国に多大な便益をもたらすことが期待される。

※本研究は、JSPS 科研費 JP15K03457 の助成を受けたものです。

[参考文献]

<日本語文献>

エスカット、ユベール・猪俣哲史編 2011.『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖——モノの貿易から「価値」の貿易へ——』アジア経済研究所。

- 大西康雄 2016.「特集 中国の自由貿易試験区——現状と展望——特集にあたって」『アジア研ワールド・トレンド』(249) 2-3.
- 大西康雄編 2017.「『一帯一路』構想と中国経済」(政策提言研究報告書) アジア経済研究所.
- 大橋英夫 1998.『米中経済摩擦——中国経済の国際展開——』勁草書房.
- 2003a.「東アジア経済の再編における日中の役割」『東亜』(427) 32-41.
- 2003b.『シリーズ現代中国経済 5 経済の国際化』名古屋大学出版会.
- 2016a.「TPPと中国の『一帯一路』構想——TPP合意とアジア太平洋通商秩序の新展開——」『国際問題』(652) 29-39.
- 2016b.「中国企業の対米投資——摩擦・軋轢の争点は何か——」加藤弘之・梶谷懐編『二重の罟を超えて進む中国型資本主義——「曖昧な制度」の実証分析——』ミネルヴァ書房.
- 2017a.「新たな段階を迎えた対外開放」大西康雄編「習近平政権二期目の課題と展望」(調査研究報告書) アジア経済研究所.
- 2017b.「トランプ米新政権の通商政策と中国の対応」21世紀中国総研編『中国情報ハンドブック (2017年版)』蒼蒼社.
- 下村恭民・大橋英夫・日本国際問題研究所編 2013.『中国の対外援助』日本経済評論社.
- ハーシュマン, アルバート・O 2005.『離脱・発言・忠誠——企業・組織・国家における衰退への反応——』(矢野修一訳) ミネルヴァ書房.
- ブレマー, イアン 2011.『自由市場の終焉——国家資本主義とどう闘うか——』(有賀裕子訳) 日本経済新聞出版社.
- 三船恵美 2016.『中国外交戦略——その根底にあるもの——』講談社.
- 渡辺紫乃 2013.「対外援助の概念と援助理念——その歴史的背景——」下村恭民・大橋英夫・日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社.

<英語文献>

- Acemoglu, Daron, David Autor, David Dorn, Gordon H.Hanson and Brendan Price 2016. "Import Competition and the Great US Employment Sag of the 2000s." *Journal of Labor Economics*, 34 (S1): S141-S198.
- Autor, David H., David Dorn and Gordon H.Hanson 2013. "The China Syndrome: Local Labor Market Effects of Import Competition in the United States." *American Economic Review*, 103 (6): 2121-2168.
- 2016. "The China Shock: Learning from Labor-Market Adjustment to Large Changes in Trade." *Annual Review of Economics*, (8): 205-240.
- Dollar, David 2017. "Is China's Development Finance a Challenge to the International Order?" November 9 (https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2017/11/fp_20171109_china_development_finance.pdf).
- Dreher, Axel, Andreas Fuchs, Bradley Parks, Austin M. Strange and Michael J. Tierney 2017. "Aid, China, and Growth: Evidence from a New Global Development Finance Dataset." AIDDATA Working Paper, (46) October 10 (<http://docs.aiddata.org/ad4/pdfs/>)

- WPS46_Aid_China_and_Growth.pdf).
- European Commission 2017. *Commission Staff Working Document: On Significant Distortions in the Economy of the People's Republic of China for the Purposes of Trade Defence Investigations*. December 20 (http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/december/tradoc_156474.pdf).
- Enright, Michael J. 2017. *Developing China: The Remarkable Impact of Foreign Direct Investment*. London: Routledge.
- Fung, K.C. and Lawrence J. Lau 2003. "Adjusted Estimates of United States-China Bilateral Trade Balances: 1995-2002." *Journal of Asian Economics*, 14(3): 489-496.
- JCCT 2009. *Report on the Statistical Discrepancy of Merchandise Trade between the United States and China*. Joint Commission on Commerce and Trade Statistical Working Group. October.
- 2012. *The Second Phase Report on the Statistical Discrepancy of Merchandise Trade between the United States and China*. Joint Commission on Commerce and Trade Statistical Working Group. December.
- Kitano, Naohiro 2017. "A Note on Estimating China's Foreign Aid Using New Data: 2015 Preliminary Figures." May 26 (https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/other/175nbg00000bwb5v-att/note_20170601.pdf).
- Martin, Michael F. 2018. "What's the Difference? Comparing U.S. and Chinese Trade Data." *Congressional Research Service*. RS22640. April 23.
- Mohan, Giles and Marcus Power 2008. "New African Choices? The Politics of Chinese Engagement." *Review of African Political Economy*, 35 (115): 23-42.
- Pelzman, Joseph 2016. *Spillover Effects of China Going Global*. Singapore: World Scientific.
- Petri, Peter A., Michael G. Plummer and Fan Zhai 2014. "China in the TPP" February 4. (<http://asiapacifictrade.org/wp-content/uploads/2012/10/Adding-China-to-the-TPP-4feb14.pdf>).
- SWIFT 2018. "RMB Tracker January 2018." (<https://www.swift.com/file/47481/download?token=r7rNgb1u>).
- UNCTAD 2013. *World Investment Report 2013 Global Value Chains: Investment and Trade for Development*. United Nations Conference on Trade and Development.
- U.S.-China Economic and Security Review Commission 2017. *Report to Congress*. November.

<中国語文献>

- 国家發展改革委員会・外交部・商務部 2015. 「推動共建絲綢之路經濟帶和 21 世紀海上絲綢之路的愿景与行動」3月28日. (http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328_669091.html)
- 國務院 2015. 「關於推進國際產能和裝備製造合作的指導意見」5月13日. (http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/16/content_9771.htm)
- 國務院新聞辦公室 2011. 『中国的对外援助』4月. (http://www.gov.cn/gzdt/2011-04/21/content_1849712.htm)
- 2014. 『中国的对外援助 (2014)』7月. (<http://www.gov.cn/xinwen/2014-07/>)

10/content_2715302.htm)

李自国 2017. 「“一帯一路”：成果、問題与思路」中国国際問題研究院. 8月12日. (http://www.ciis.org.cn/chinese/2017-08/12/content_39079972.htm)

清華大学国際問題研究所・経済外交研究中心編 2007. 『中国経済外交』北京 中国人民大学出版社.

商務部 2017. 『關於中美經貿關係的研究報告』5月25日. (<http://images.mofcom.gov.cn/www/201708/20170822160323414.pdf>).

王緝思 2012. 「“西進”，中国地緣戰略的再平衡」『環球時報』10月17日.

中国全球價值鏈課題組 2017. 『2010-2016年中美貿易增加值核算報告』6月. (<http://gvc.mofcom.gov.cn/Tjhb/inforimages/201707/20170710144139979.pdf>).

趙進軍編 2010. 『中国経済外交年度報告 2010——北京対外交流与外事管理基地叢書——』北京 經濟科学出版社.

